

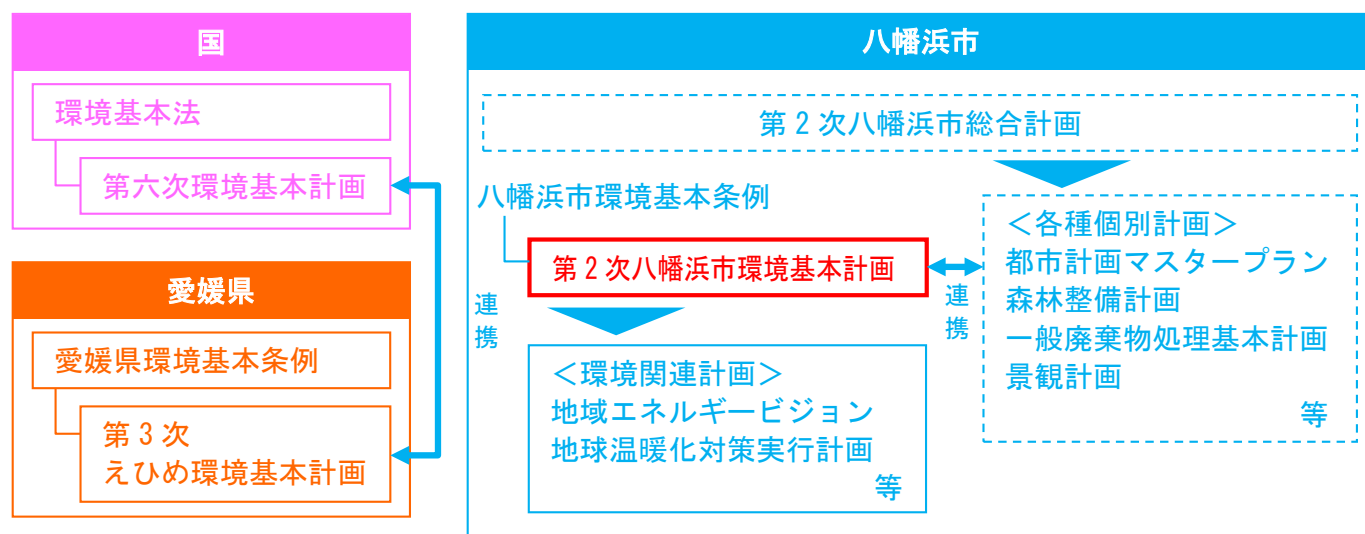
第2次八幡浜市環境基本計画【概要版】

2025 → 2034

近年、社会を取り巻く環境は目まぐるしく変化しており、環境基本条例を制定した平成24（2012）年には想像していない領域にあり、本市の環境を保全するために適切な対応が求められています。また、このままの勢いで環境が変遷していけば、現在の素晴らしい本市の環境が失われるのは必定であり、環境を維持していくためにも早急な取組が重要となってきています。したがって、現在の生活維持とともに、将来世代に環境を残していくため、これまでの環境基本計画を改定し、「第2次八幡浜市環境基本計画」を作成し、今後想定される環境負荷低減を図ることとします。

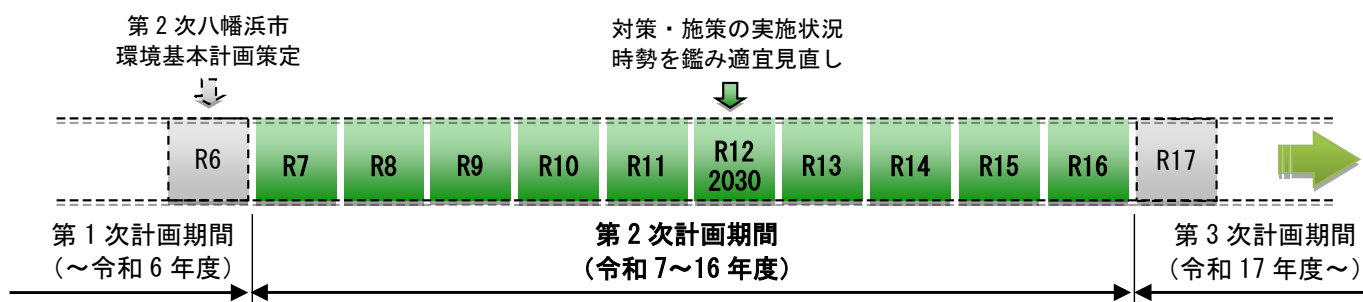
【計画の位置づけ】

環境基本計画は、本市のまちづくりの環境面を支える重要な計画であり、八幡浜市環境基本条例に基づき策定・改定されるものです。国や愛媛県の環境基本計画をはじめとする上位計画、八幡浜市総合計画や地球温暖化対策実行計画といった本市で策定している各種計画と連携を図り、環境行政を計画的に推進していくこととします。



【計画期間】

第2次八幡浜市環境基本計画の計画期間は、近年の時勢の急速な変化を鑑み10年間とします。また、地球温暖化の抑制に資する目標年が令和12（2030）年に設定されていることを踏まえ、当該年に中間見直しを行い、環境保全の方向性を適切に反映し、本市の環境をよりよくするための計画推進をめざします。



【望ましい将来像】

本市は、山、川、海に恵まれ自然豊かなまちです。日本農業遺産に指定された「愛媛・南予の柑橘農業システム」を構成するみかん畑をはじめとする、自然環境や生活環境の様々なものに対して保全の意識を持つことが重要です。したがって、本計画における望ましい環境像を以下のとおり設定し、本市の環境を将来の世代に残せるよう、計画を推進していきます。

持続可能な環境をはぐくむまち 八幡浜 – 豊かな自然と日常生活の共生 –

【基本方針と取組内容】

基本方針	基本施策	施策	関連主体		
			市民	事業者	行政
1.脱炭素をめざすまち 	再生可能エネルギーの利用促進	施策① 公共施設における率先導入			●
		施策② 民間における太陽光発電設備導入の推進	●	●	●
		施策③ 地域資源の利用促進及び検討		●	●
		施策④ 再エネを最大限活用するための制度・仕組みづくり			●
	省エネルギー対策の推進	施策① 公共施設における省エネルギー対策の推進			●
		施策② 民間における省エネルギー化の推進	●	●	●
		施策③ 徹底した省エネルギーを実現するための制度・仕組みづくり			●
	低炭素まちづくりの推進	施策① 民間における電動車の導入促進	●	●	●
		施策② 自動車利用抑制・エコドライブの推進	●	●	●
		施策③ 森林の保全・整備の推進	●	●	●
		施策④ 多様な方法による吸収の検討		●	●
2.自然を守るまち 	豊かな森林の維持	施策① 森林の機能維持・向上		●	●
		施策② 森林資源の利活用と普及啓発	●	●	●
	農業遺産の保全	施策① 農地の保全		●	●
	水辺環境の保全	施策① 河川環境の保全・再生	●	●	●
		施策② 海洋環境の保全・再生	●	●	●
	多様な動植物の生息環境の維持	施策① 動植物の重要性の普及啓発	●	●	●
		施策② 環境学習の推進		●	●
		施策③ 外来生物の影響や鳥獣被害の抑制	●	●	●
		施策④ 官民連携強化による多様な生息・生育環境の保全	●	●	●
	美しい景観の維持	施策① 地域特性を生かした景観づくり			●
		施策② 市民とともに進める景観づくり	●	●	●
3.公害のないまち 	生活環境の保全	施策① 大気環境保全対策	●	●	●
		施策② 水質環境保全対策	●	●	●
		施策③ 騒音・振動・悪臭対策	●	●	●
		施策④ 土壌・地下水汚染対策	●	●	●
		施策⑤ 有害化学物質対策		●	●
4.資源が循環するまち 	3R の推進	施策① 3R の普及啓発			●
		施策② ごみ分別回収の徹底	●	●	●
	廃棄物の適正処理の推進	施策① ごみの適正処理	●	●	●
		施策② 家庭や事業所での無駄をなくす行動の実践	●	●	●
	食品ロスの削減	施策① 知識の普及啓発	●	●	●
5.参加と協働のまち 	環境保全に取り組む地域づくり	施策① 本市の環境情報の収集・整理、情報提供	●	●	●
		施策② 環境学習と啓発の機会づくり	●	●	●
		施策③ 環境保全を担う人材の育成	●	●	●
		施策④ 子ども主体の環境活動プログラムの実施	●	●	●

【重点施策】

重点施策１ 日本農業遺産である「愛媛・南予の柑橘農業システム」の継承のための環境保全に向けた取組の推進

「基本方針 2 自然を守るまち 基本施策 2 農業遺産の保全」の徹底により、本市の象徴でもある樹園地の保全、後継者の育成等、日本農業遺産の維持、継承をめざし、産業分野における「八幡浜らしさ」を未来に残す。

重点施策２ 市民、民間団体、事業者、行政が一体となった環境保全活動の推進

「基本方針 2 自然を守るまち 基本施策 3 水辺環境の保全」、「基本方針 5 参加と協働のまち」の徹底により、子供から大人まで幅広い年齢層の市民と民間団体、行政等が協働して環境保全を図り、本市の豊かな環境を守るシステムの構築をめざし、市全体が環境保全の認識を当たり前のように持ち自然分野における「八幡浜らしさ」を未来に残す。

重点施策３ ごみの排出量削減をめざしたリサイクル等資源循環の推進

「基本方針 4 資源が循環するまち」の徹底により、ごみの排出量削減、減量化を図ることで、一人当たりのごみ排出量を削減し、リサイクル等資源の循環が適切に行われごみの排出が少ないモデル都市をめざし、環境負荷の少ないよりよい暮らしを継続させ暮らしの分野における「八幡浜らしさ」を未来に残す。

【計画の目標】

基本方針	基本施策	指標	目標値
脱炭素をめざすまち	再生可能エネルギーの利用促進	太陽光発電導入相当件数	10,000 件
	省エネルギー対策の推進	国等と連携した対策による削減量	50 千 t-CO ₂
	低炭素まちづくりの推進	E Vスタンドの設置基数（市内）	100 基
自然を守るまち	豊かな森林の維持	間伐面積（年間）の増加	50ha
	農業遺産の保全	耕作放棄地面積減少	5%
	水辺環境の保全	河川・海浜美化活動の実施回数	3 回/年
	多様な動植物の生息環境の維持	自然観察会の実施回数	4 回/年
	美しい景観の維持	景観計画区域での清掃活動	4 回/年
公害のないまち	生活環境の保全	環境基準の指定がある調査地点の基準達成率	現状維持
資源が循環するまち	3 R の推進	リサイクル率	30%
	廃棄物の適正処理の推進	ごみ総排出量（年間）	20%減
	食品ロスの削減	ごみ総排出量（年間）	20%減
環境保全のまち	環境保全に取り組む地域づくり	環境保全に関するイベント開催数	4 回/年

【各主体の役割】

本計画の推進にあたっては、市民、事業者、行政の各主体が、環境の現状について認識を深めるとともに、環境保全に取り組む必要性を理解し、立場や役割に応じて自主的、積極的に関わっていく必要があります。

市民

私たちの日常生活が環境に負荷を与えていることを自覚し、各人が環境に関心をもって身近でできることから環境配慮を実行していくことが重要です。

事業者

事業活動は、様々なエネルギーを利用し、様々な物質や産業廃棄物を排出するなど、自然環境や生活環境に大きな影響を与える要因になりうることを自覚し、社会的責任（CSR）に基づいた環境配慮を実行していくことが重要です。

また、地域社会の一員として社会的信頼を得るための一つとして、率先して環境保全活動を実施していくことが求められます。

行政

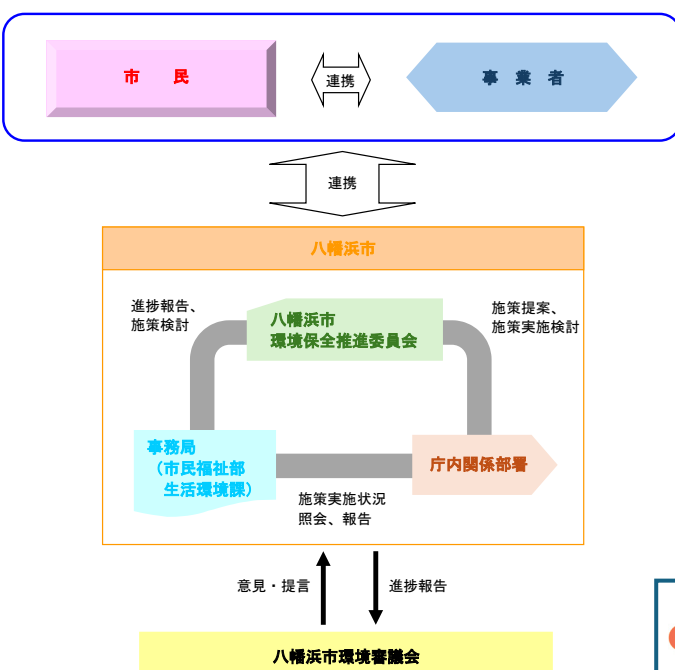
行政は、本計画に基づき環境保全に関する施策を総合的、計画的に推進するとともに、市民や事業者の見本となるべく率先した環境配慮行動が求められます。

また、各主体が積極的に環境保全活動に取り組めるよう、ネットワークの構築などの仕組みづくりや補助金制度の拡充等の基盤整理に取り組むことも期待されています。あわせて、本市が作成している各種行政計画へ適切に反映させることも必要です。

さらに、広域的な取り組みが必要とされる課題に対しては、関係自治体や国、愛媛県と協力や連携を図りながら、適切に対応する必要があります。

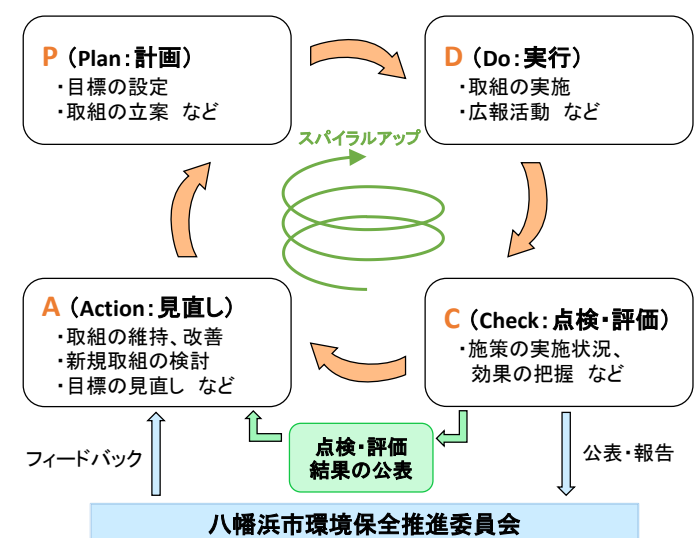
【計画の推進体制】

本計画では、以下の推進体制を通じ、市全体で連携し、持続可能な環境づくりを進めていきます。



【進捗管理】

環境マネジメントシステムの考え方に基づき、PDCA サイクルを実施していくことにより計画の継続的な改善と推進を図ります。



八幡浜市

連絡先：八幡浜市 市民福祉部 生活環境課

愛媛県八幡浜市北浜1丁目1番1号

電話番号 0894-22-3111（代表）

FAX 番号 0894-22-5990

E-mail kankyoku@city.yawatahama.ehime.jp